

議長（小永正裕君）

これで山下伊都子さんの一般質問を終わります。

次の質問者、宮地葉子さん。

3番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして、2点質問したいと思います。

1点目は、女性泊まり合いの中止を求めるという質問です。最初にお断りしますが、この女性泊まり合いについては少々理屈っぽい質問なるかもしれませんので、ご容赦願います。

この女性泊まり合いについては、議員になってからもう何度もやっているんですけども、下村町長とはもう最後まで、平行線のままでした。県下の市町村では、もうこの取り組みはどこも取りやめにしてるんですけど、旧大方町、旧佐賀町は1回やめておりますのでね、旧大方町だけが延々と続けてる取り組みです。まあ黒潮町だけが38年たった今でも、旧態依然のまま続けているという取り組みですけど、今度こそ、まあ大西町長になったんだから、この時代錯誤の女性泊まり合いを中止してくれるんじゃないかなあと、一部の何とか続けたいと思ってる方向にそろそろメスを入れてくれるのではないかなと、町民は大きな期待をしております。

町民の皆さんがこの泊まり合いの中止をなぜ求めているのか、これまでに何度も議会で言ってきましたし、下村町長には、町民の中に入って、町民の声をじかに聞いてきてください、と何度も申し上げてきました。これまでこの事業を続けてきた人たちの話だけに耳を傾けるんじゃなくて、町民がこの泊まり合いについてどう言ってるのか、地区内、地区外を問わず、生の声を大西町長にもぜひ聞いていただきたいと、お願い致します。

私がなぜ女性泊まり合いの中止を求めるとか、もうこれまで何度も言ってきましたので重なる点が多々あるかと思いますが、大西町長には初めてですので、まとめてみたいと思います。

この1つはですね、もう泊まり合いってというのは始まったころ、38年前ですけど、まあ多分、町長が生まれたころじゃないかなと思うんですけど。そのころと今の時代と比べますと、明らかにもう部落差別は解消されているというこの事実ですね。はっきりと目に見えているのが住環境、住んでいる環境です。国の同和对策事業特別措置法が1969年、昭和44年に制定されてから、住環境は特にスピードを増して改善されてきました。住環境は改善されてきましたが、ほかにもですね就職差別、進学差別、結婚差別も、当時と比べれば大きく解消されてきています。この点は、若い町長でも実感として分かるんじゃないかなと思います。

町民の全体的な意識も、38年前ごろとは当然、変化をしてくれています。特に若い人たちは、一定の年齢の者とは比べまして大変変化をしてくてるのが歴然としていますが、それはですね、若い人に限らずですけど町民の差別意識が薄れてきているというのは、町が実施しました、これは大方町ですけど、大方町の人権問題に関する意識調査というのにも表れています。これは平成18年に大方町のときにしたものなんですけど、少し例を挙げてみますが。

この中にですね、同和問題に対する意識の実態ということで、あなたは部落差別が現在もあると思いますか、そういう問いに対して一番多かったのはですね、まだまだあるが徐々になくなってきていると、そういう方が48.1パーセント。半分近い方が、徐々にもう解消していると意識しております。依然として差別はあると言った方は17.7パーセントですが、差別はないと答えた方は19.2パーセントというふうに、この調査には出ております。それからですね、あなたは同和地区や同和地区の人ということに気がしたり意識したりすることがありますか、という問いに対してはですね、意識することはないと答えた人が62.6はパーセント、あると答えた人は32.1パーセントですから大体半分、もうないというふうに答えています。

それから結婚問題ですけども、あなたの身内の方が結婚しようとしている相手が同和地区の人だと分かった場合、あなたはどうしますか、という問いですけども。これで一番多かったのが、本人の意思を尊重すると答

えて、その 65.6 パーセント、なっています。20 代の方ではですね、本人の意思を尊重すると答えた方は 83.1 パーセント、8 割以上がもう本人の意思を尊重しますと、そのように答えています。

このように、町が行いました意識調査にはそういう数字が出ておりますけど、もちろん差別が 100 パーセント解消されたわけではありません。100 パーセント解消されたわけじゃないですが、町民の意識は差別が徐々に解消されているという方向に行っているということです。差別が消えつつある現実には、地区内と地区外の人がこの泊まり合い研修でですね、泊まり合ってわざわざ語り合う、交流を深める必要が今更あるんでしょうか。町民の皆さんは普段からですね、どこでもここでも交流はありますし、住んでいる地域がどんどん混ざり合っていますので、日常的な交流は町民として当たり前です。また、その地域近くに住んでいなくてもですね、喫茶店行ったり、朝のモーニングとか、昼間の畑仕事とか、買い物とか、普段の日常生活の中で普通に交流がありますよね。その普通に交流があるこんにちですよ、地区外、地区内の人と意識する方が異常でしょう。私はそう思います。こういう今の現実を、町の執行部は理解できないのかなと、それが不思議ですということは、いつも申し上げてきてるところですけども。

それでまず最初に質問しますけど、今年もまたこの研修会を行われていますが、この研修会の参加状況。人数とか金額とかですね、内訳です、その人数のね。

それと、ここに頂いた資料にですね、どのような話し合いをするかというので班別会の討議の柱というのがこう書かれてありますけど、この班別会の討議の柱に基づいて研修するものなのか。班別会の討議の柱というのはどういうものなのか、ちょっと課長の方にお伺いします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、宮地議員の女性泊まり合い人権研修事業について、平成 22 年度の実施状況についてご答弁致します。

今年度の実施につきましては、去る 7 月 31 日、8 月 2 日の日程で、場所は例年同様、国民宿舎椰子にて開催をしております。

参加人数や参加者の内訳でございますけれども、研修生としての参加者は 53 名でございます。その参加者の所属内訳でございますが、町職員、教職員を含みまして、町職員が 18 名、教職員 9 名の 27 名でございます。それから事業所から 4 人の参加、それから一般参加が 22 人となっております。これらの合計が 53 人でございます。うち、地区内の参加者でございますが、7 人です。それから、地区外の参加者は 19 人となっております。このほか、スタッフとしてどうしても職員が必要でございますので 18 人の参加となって、総合計では 71 名となっております。

それから 2 点目の、この事業に掛かる実施費用でございますが、総事業費で 73 万 8,690 円となっております。内訳と致しましては、講師、協力者への報償費としまして 8 万円、（宮地議員から何事か発言あり）それから旅費等でですね、研修生運営委員等の旅費として 57 万 1,850 円、バスの借り上げ料として、会場も含まれますが 8 万 3,000 円、総合計で今言った 73 万 8,690 円となっております。

それから、班別会の討議の柱ということでございますが。これは、研修生に対しまして 2 日間の研修を通してですね、世の中の偏見や不合理に気付き、また気付けば、どう行動するかといったことをですね、班別会の中で討議をですねできるような形でですね持っていくということで、どうしても女性泊まり合いということで同和問題ということが、どういうふうに解決していくかということが柱にはなりますけれども。そういったことですね、討議の柱としては部落の差別の実態がどうなっているか、で、部落差別を解決するためにはどうす

ればよいかといったことを班別会の中で、これはもう忌憚（きたん）のない意見を出していただくようにですね、有意義にするために柱としてですね。

まあ、柱としましては同和問題をどう解決していくかということがですね、まあほかの人権問題もそうですけれども、ことを柱としております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

班別会の討議の柱っていうと、課長、ぐちゃぐちゃって聞こえなかったんですから、ちょっと私、読んでみますけど。

1 日目は、部落差別の実態がどうなっているか。2 日目は、部落差別を解決するためにはどうすればよいか。まあ、そういうようなことが話されるというようにここの資料には書かれてありまして、これは毎年もらう資料、全部おなじじですね、これ。こういうことを中心にやっているんだと思います。

それで、今、参加人数の内訳なんかを聞きましたけども、教職員 9 人、町の職員 18 人、全部で 27 人ですけど。この研修生としての、この町の職員と教職員の方は自主参加でしょうか、それとも出張扱いでしょうか。以前、大方のときはですね出張扱いで、日当も出て、代休も出てという措置をしてございましたけど、合併しましてからはどういうふうになってますでしょうか。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

この泊まり合い研修事業でございますけれども、本町が 2007 年に策定致しました黒潮町人権施策推進基本方針に盛り込まれている事業でございますので出張扱い、また、土日につきましては、職員については代休措置ということで取らせております。

ただこの、土日になっているということと出張扱いということでの取り扱いですけれども、このほかにですね、黒潮町としましては他の人権問題等でですね研修なんかを義務付けられております、町として。そういった際の職員の出張もですね、公務出張として取り扱っておりますので、同列の扱いとさしてもらっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

すいません、日当を私、さっきお聞きしなかったでしょうか。日当は幾ら出てます。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

日当はですね、日額 1,000 円でございます。

それから、宿泊が日額 9,000 円でございます。

（宮地議員から「じゃあ 2 日間出て 2,000 円と宿泊費 9,000 円と、1 万 1,000 円ですね。」との発言あり）

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

あ、すみません。はい、いいですね。

まあ、職員さんとかね、教職員さんにはまあ日当、それから宿泊手当出して、また代休を用意してまでですね出席させなければならないようなこの研修ですけども、以前からまあほんとに問題になってきたんですけどね、まあ公務として義務付けられていると言えば、それは職員さんたちはそうですね。

まあ私たちのね意識の中では、もう少しずつ、先ほども言いましたけども、少しずつ少しずつ、部落問題っていうのは薄れつつある現実。そういう現実を直視しないで、いつまでも部落差別があるんだ、差別があるんだって、研修を続けるこっけいさですよ、それにもう行政もそろそろ気が付くべきじゃないかなと思っておりますし、何回もここで質問もしております。

この泊まり合いを含めて、同和問題を取り扱ったすべてに言えることですけども、もう差別があるんだと、いつも繰り返し言ってますけども、徐々に薄れつつある、または忘れかけている部落差別の感情をですよ、掘り返し蒸し返しして、ことさら差別を強調して、記憶を新たに更新させる。そういうことはね、私は逆に差別を温存させて、部落差別の解決を遅らす大きな罪だと、いつも言ってきております。罪だと思います。

国の部落問題にかんする法律も、2002年に終結しています。同和問題としての法的な解決はもう終わったということなんですね。あと残るのは、心の問題だと思います。差別は徐々に消えつつありますけども、人の心の中というのは徐々に、そう急に変わることはできませんし、人それぞれ温度差があります。心に残る差別の解消とか解決には、時間がかかるものだと思います。人の心の問題を解決するのは、差別を掘り起さないこと、それしかないと思います。結婚問題が、就職や進学、住環境より深く残っているのは、心の問題が大きく作用すると、そういうことも大きいんじゃないかと考えます。でも、町の意識調査でも若い人らはどんどん、結婚においても差別意識が薄れてきて、実際でも地区内、地区外、そういう混ざり合った結婚ですね、地区内、地区外同士の結婚も進んでおります。圧倒的な多数の町民は、差別を残したいわけではないんです。残したくもないし、差別を強調させられるのも嫌ですし、一日も早く、わだかまりや差別感情が消えることを望んでおります。

女性泊まり合い人権研修は長年、宿毛の国民宿舎椰子で実施されておりますが、この研修はですね、場所を変えて町内でやればいいのか、泊まらないで日帰りでやったらいいとか、予算が70何万あるので、それを何十万かに減らしてやればいいのか、内容を変更してまで残すようなものではなくて、取り組みそのものをすっぱりやめるべきですし、むしろ遅過ぎたと思っておりますけども。そんな研修です。

大西町長が就任してる時代で、もう中止に踏み切ることを求めますが、町長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずは、通告書に基づきましてお答えさせていただきます。

現在の取り組みにつきましては、課長からもありましたように、2007年に策定されました黒潮町人権施策推進基本方針にのっとり実施しているものでございます。同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者等、7つの人権課題のうち同和問題に対する推進方針としましては、同和行政の柱を町民に対する教育、啓発と位置付け、町民すべての人が家庭や地域、職場など、あらゆる日常生活の中で自ら積極的に差別をなくす、という人権意識、人権感覚をはぐくんでいけるよう、また、その感性があらゆる差別の解消につなげていけるよう、教育と啓発の充実に努めますとあります。

まだまだ部落差別があるというのは共通認識であろうかと思いますが、この取り組みが部落差別本来の解決を遅らせているとのご指摘につきましては、今回、開催されました泊まり合いに参加させていただいて、この

取り組みが部落差別の解消につながると確信をしております。公務の都合で一部しか参加はできませんでしたが、参加された方は全員、真剣に取り組んでおられました。

また現実として、町内に部落差別という課題がある以上、何らかの取り組みをしていくことは行政の責務であると考えております。ただ、より良い取り組みがございますならば、今後検討していく必要があるかと思っております。

また、人権が同和の隠れみに使われて久しいというご指摘でございますが、本町が抱えます（宮地議員から何事か発言あり）通告書に基づいて、答弁をさせていただきます。人権が同和の隠れみに使われて久しいというご指摘でございますが、本町が抱えます7つの身近な人権課題の中で、同和問題は最たるものであると認識しております。しかしながら、他の課題の取り組みが足りないというのであれば、今後改善してまいります。

いずれにしても、この取り組みは今後も継続していきますし、自らも積極的に参加してまいります。

また、議員からご指摘いただきました、いろいろな指標をご提示いただきました。

まず、この部落差別があると答えた方、あるいは意識されると答えた方、この方がそれぞれ17.7パーセント、それから32パーセント強。まだまだ、こういった方たちがおられるということでございます。改善に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

また、徐々になくなってきているとお答えになられた方、この方が48.1パーセント。これにつきましても、人権教育のたまものであると、そのように認識しております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

ああ、何だかもうがっかりしましたけどもねえ。若い大西町長の感覚で、今の現実をもう少し直視してくれる、そういう答弁が来るかなと、一抹の期待はありましたけど。

それで町長が今、少し触れましたけどね、町長も言いましたけど、同和問題を話すときに同和問題をはじめとするという言葉、町長も言われましたけどね。同和問題も人権にかかわる問題ではありますけど、人権問題の中の1つに過ぎませんよね。でも、なぜか町の人権にかんする内容には必ず、同和問題をはじめとする、という枕ことばがね付いています。

これをまあ町長も今、言われましたから何とも感じないんでしょうか。当たり前だと、この枕ことばが付くは当たり前だと感じているんでしょうか。私は当たり前だと、町執行部内ですね、感じているんですしたら、その感覚こそ恐ろしい気がします。少なくとも、多くの町民はおかしいと感じております。あたかも部落問題こそが人権問題の中心であるかのようなこの表現は、私は部落問題の真の解決を遅らすだけではなくて、人権問題そのもの、本来の人権についても間違った研修になる、そう思います。

もう一度、町長は今言いましたけども、この同和問題をはじめとするという枕ことばが付いていることを、町長は何とも感じませんか。おかしいというふうに疑問を持ったことは一度もありませんか。お尋ねします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

人権にかんするすべてのもののご指摘いただきましたが、そのすべてに目を通していかどうか、まだ自信がございません。

ただし、先ほど答弁申し上げましたように、この人権課題の中では最たるものだという認識は持っております。

すし、また、この課題解決に向け何らかの取り組みをしていく、これにつきましては行政の責務だと考えております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

課長が言ったのを少し忘れましたが。

町長は私はね、同和問題をはじめとするという枕ことばが付いていることはおかしいと感じたことないですかということについて明確にはあんまり、こうぼかした答えだったように私は思うんですけど。

もう一度お聞きしますが、どうですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

就任して1年間期間をいただけますと、人権と名の付くものすべての書類に目を通せるかと思います。そのときにお答えしたいと思います。

現段階におきましては、その枕ことばにつきまして不思議だと思ったことはございません。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

私がすべてと言ったのが間違いだったかもしれませんね。

すべてというのは100パーセントという意味じゃなくてですね、町の出してる人権にかんするのほとんどいいんでしょうか、じゃあ。同和問題をはじめとするという枕ことば、それはすべてじゃなくても50パーセントでも構いませんよ、私はほとんどそうだと思いますけど。

目を通さなくてもいいですよ、町長の感覚として、おかしいと思ったことは今まで、一般町民だったときもですね、おかしいと思ったことは、疑問に思ったことは一度もありませんかという町長の感覚を聞いてるんですから、今までのことでいいんです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど答弁したことと同じになりますが、思ったことはございません。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

まあ、この女性泊まり合いも人権研修というふうにな、人権という名前を付けておりますけども、中身は、先ほど課長の答弁にもありましたけど、部落差別についての内容ですし、町長も、まあ部落差別がある以上、こういう研修は続けていかなきゃならないということですので、名前は人権研修と付いてますが同和問題ですよ。

この人権という名前の同和隠し、私、通告書に書いてありますから町長が先ほど答弁くれましたけども。同和隠しというのは何を意味するか。これは私は、消えつつある同和問題を、同和ではやりづらいので人権と名前を変えて、人権を隠れみのにして、同和問題を長く温存させるやり方だと思っています。で、これは全国的

な兆候です。

それですね、じゃあ人権というのは何かってということは、ちょっと理屈っぽい質問ですけども。

ここにね、パンフレットがあります。こういうパンフレットですけども、私はこのパンフレット、昨年、宮崎県の方に議員研修に行きまして、そこで、行った町の図書館とか施設とかでいっぱい置いてあるんですよ、誰でも町民の手に触れる所に。それで、持って帰ってきたんですけど。ここにはですね、いろんなのがあるんです。多分、宮崎県ではどの市町村にも置いてあるんじゃないかなと思いますけどね、大変、人権について分かりやすく、誰にでも読めるような工夫されている、財団法人人権教育啓発センターが発行したものです。役場の方にお聞きしましたら、うちには今は置いてないというふうに言っておりましたけども、これ、子どもの権利についてとか、女性の人権、または企業と人権とかですね、まだまだありましたけど、重たいのでそんなには持ってきませんでしたけど。こういうのが、金額書いてありますけどお金は要らないんだって職員さんは言っておりました。

この人権アラカルトっていうのがパンフレットですけど、ここに人権とはっていうのを書いてあります。人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて、万人に共通した、一人一人に備わった権利です。で、ちょっと下の方ですけども、日本国憲法でも、人権に関して世界人権宣言とほとんど同じ内容を定めています。人権は、私たちの日常生活の一番基本のルールと言えるでしょう。まあ、こういうことを書いてあるんです。

それで、憲法とほとんど同じと言われる国連の世界人権宣言についても、分かりやすく書かれたパンフレットがありました。この世界人権宣言っていうのは30条あるんですけど、私も30条あるっていうのは初めて知ったんですけどね。第1条には、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であると、これが人権問題の真髄を端的に表したものではないかなと思います。ほかに、分かりやすく書かれているので3条ではですね、すべての人は生命、自由、および身体の安全に対する権利を有する、とかですね、服することはなく、奴隷にすることもできないとか、いろんな権利。拷問をしてはいけない、またそういうようなこともずっと書かれてありますし、すべての権利について書かれてありますが。

ここの中へですね私、もう1つ大事なことは、一番最初の初めにとって書かれてある所ですが、この世界人権宣言はみんなが知っておかなくてはならない大事なものだ、よく理解しておかなきゃならない不可欠な、重要なことだというふうに書いてありまして、何で重要なのかということを書いているんですけど。これを知らなかったら、大きな危険が2つありますよと書いてあるんです。危険と言われることの1つは、仮に自分自身の人権が侵害されても、気付かなかったりあきらめてしまったりして、自分を掛け替えのない1個人として本当に大切にすることができないでしょう。人権を知らなかったら、自分自身を大切にすることができない。自分にはそういう権利があるんですけど。

例えば、一昨年でしたかね、派遣村というのができましたよね。派遣社員が暮れに、辞めさせられて、放り出されて、本当にお金はもちろんないんですけど、住むところもない。その寒空に放り出されたことが大きな問題になりましたけど。この派遣社員というのは、それはあんたの努力が足りないんだとか、能力がないんだとか言って、自己責任の風潮が世間には多々あるんですけど、決してそうじゃなくて、一人一人、人はね権利を持って、働く者はですね人間らしい賃金を下さいとか、簡単に物のように使い捨てにしないでくださいとか、そういう権利を言っているんですよと、そういうことを私はこの人権宣言の深い意味で教えてると思います。ですからね組合をつくったりですね、また、生活保護をもらえるようにいろんなことをやってくれましたね。で、そういうことで、自分自身が悪いんだ、自分が力がないからこうなったと思って、命を絶つ方も結構おいでましたけど、そうじゃなくて、自分の権利として、生きる権利として人は持っているっていうことをまず知

っておくべきだというのが世界人権宣言ですね。

それで、知らなかったところの第2にはですね、自分がほかの人の尊厳や価値を踏みにじる、人権侵害の加害者になってしまう恐れがある。そういうふうには世界人権宣言は、普通の人みんなね、分かりやすく書いてあるので、よく知っておかなくちゃならない権利なんだということです。

で、少々理屈っぽい話で恐縮ですけどね、町長、大変大事な項目ですので再度質問しますが、町長に。このパンフレットにあるようにですよ、人権とは、私たちの日常生活の一番基本のルールだっていうこと、もちろん認めます、認めません。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

人権が基本であることは、ここで申し上げるまでもないことであろうかと思えます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

なかなか理屈っぽい質問ですから、こんがらがるかもしれませんけどね。でも、大事なことです。

町長も、ほんとに当たり前のことですけども、人権というのは私たちの日常生活の一番基本のルールだっていうことを当然ね、認めました。

再度申しますが、決して人権というのは同和問題が中心になるようなものとは違いますよっていうことを分かっていたいただきたい、ということなんです。で、この今の泊まり合いですね、人権という名前を付けた研修だったら、同和問題を中心に据える偏った研修じゃなくて、世界人権宣言にあるような人権本来の広い意味の、人権の基本を身に付けるような研修が必要じゃないかなと思いますし、特に、当然ですけど公務員は、私たち議員も含めて、人権について正しい認識を持つ必要があると思います。人権研修と名前を付けて、依然として同和問題をはじめとするという枕ことばで飾られたこの研修をすることは、私は罪だと言ったんです。しかも、お金を掛けた罪です。

このような人権研修を、いきなり中止するということはなかなかできないと思いますけど、先ほど継続するて言いましたが、町長ね、再度お聞きしますが、町長の就任中に検討するとか、ねえ、考えてみる。いやいや、私は検討して、先ほど言ったように内容を変更するとかいうことじゃないんですよ。中止に向けた方向で考えてみると、そういう約束はできないでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほども申し上げましたように、継続して取り組んでまいりたいと思いますし、また、自らも積極的に参加してまいりたいと思っております。

また、ご指摘いただきましたように、人権や尊厳を守るのは基本的なこととございます。その人権や尊厳を守るために一層、人権教育に力を入れてまいりたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

まあ言っても仕方がないですけどね、人権教育の中身が違いませんか私には言ってるんですけど、なかなか



かそこがすれ違いですけども。

役場の入り口に掲げられておりますよね、大方町部落完全解放宣言というのがありますけど。私はその横にですよ、この世界人権宣言も掲げたらどうかと、前々から思っておりました。

フランスのパリではですね、地下鉄のホームにこの人権宣言が堂々と掲げられているそうです。まあ残念ながら、私がパリへ行って実物を見てきたわけではないんですけど。この人権宣言というのは本当にね、私たち町民の中に具体的にこう入っていく、誰でも言えるようになる、それが大事だということを言いたかったんです。

で、町長は人権問題を大事だから、これからも研修続けていくって、ねえ、言いましたから。この世界人権宣言についても、ほんと中身についても、ここにあるように子どもの権利、女性の人権、企業等の人権、私はそういうことも、人権研修っていうのはやるべきだなと思うんです。

それでですね、人権とは何ですかというふうに聞かれたときにですよ、執行部もそうですけど町の職員さんでもありますね、同和問題をはじめとするというふうな枕ことばじゃなくてですね、人権とは何ですかと言われたらですね、世界人権宣言の第1条、すべての人間は生まれながらにして自由であって、尊厳と権利について平等であると。これを自分の言葉でいいですから、これぐらい言えるようになってほしいですし、まあもちろん、皆さん人権教育いっぱい受けてますから言えると思いますけど、ご存じとは思いますが、大事だと思いますが。で、こういうパンフレットも私は置いたらどうかと思うんですけども。

まあ、パンフレットを置くかどうかは別にして、人権宣言の第1条ぐらいねみんな言えるように、そういう研修、必要じゃないかなと思いますが、町長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

具体的な人権教育のメニューについてのご提示だと思います。それにつきましては今後、多方面からご意見いただきまして、協議してまいります。

議長（小永正裕君）

宮地君。

（宮地議員から何事か発言あり）

2 問目。すいません。

この際ですね、宮地君の一般質問中ですが、2時50分まで休憩致します。

休 憩 14 時 38 分

再 開 14 時 51 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

声をいっぱい張り上げているんですけどなかなか、大きな声にならんというので、ほんとにマイク設備が。私、もっと大きく迫力ある質問してるつもりだったんですけど。

まあ先ほどの質問でですね、世界人権宣言というのは、1条で、すべての人間は生まれながらにして自由であって、尊厳と権利について平等であると。こういうようなことについては町長も今後ね、人権研修の中でや

ってくださるということですので、ぜひこういう人権研修をやっていただきたいと思います。

で、2問目の方に、もなるべくこんな、しないきませんが、次やっていきます。

ケーブルテレビの件ですね。ケーブルテレビの自主放送の中止を求めるという2問目の質問ですけども。ケーブルテレビの加入促進が始まりましたよね。郵便物がうちの方にも届いておりますし、各家に届いてると思います。今回の補正予算で、加入促進のための人件費、正職員さんの時間外等、臨時職員さんの賃金を合わせて約1,000万くらい上がってきております。

自主放送をしない北川村などは、維持管理費が安いので加入促進にそれほど力を入れる必要もないと思いますが、自主放送を行っている四万十町では、職員さんが全戸を回って、加入促進に相当力を入れたそうです。事業を始める前に仮契約の70パーセントを取っていた四万十町でさえ、加入促進には大変なご苦勞があったと聞いております。黒潮町でのご苦勞が目に見えるようです。

既に、住民の方からは電話で問い合わせの電話が何件か入っておりますが、私の方にですね。役場にはたくさんの方の問い合わせが来ていると思います。町民の方への親切、丁寧な対応をあらためてお願いします。これから職員さんが住民の方の方に加入促進に伺うんですけども、そのときにお願いですけど、この事業に加入するのはですね、自由であると。強制ではないし、絶対入らなくちゃならないというものじゃないってことをですね、必ず、最初に住民の方に伝えてほしいと思うんです。

住民の方はですね、分かってる方ももちろんおいでですけど、分からない方も多いんですよ。で、特に一人暮らしのお年寄りの方はですね、役場からの書類が来ただけでもう訳が分からなくて、何となく心配なもんなんです。ましてや職員さんが訪ねてきますとですね、余計に不安になることもありますので、そういうことをご承知の上、回っていただきたいと、重ねてお願い致します。それで加入促進にはですね、いいことばかりを言ってもう促進を図る、そういうことがないようにお願い致します。

今回の決算審議の中でもですね、農業集落排水事業、漁業集落排水事業へ、まあ一般財源から延々と税金がつき込まれてると、そういう実情が出てきましたけども、もうそれを聞いたときに、ケーブルテレビ事業の将来を見ているようでね、気が重くなります。

今後、財政的に厳しい地方、黒潮町も例外ではないんですけども。この町の財政的に厳しい実情を見て、町民の税金をですよ、これからずっと、永遠と半永久的に、どれほどの金額をつぎ込むことになるのかなと考えてしまいます。本当は、内容の裏の裏まで分かっている行政がですね、一番このことについては心配してほしいことですし、考えてほしいんですけども。私には、行政は前に進むことしか考えてないんじゃないかなと、ずっと思ってきました。このままでは大丈夫なのかなあと、町民にとって負担が一番掛からない方法はないのかなと。行政としては振り返る勇気や、配慮が必要なんではないでしょうか。ですから私はせめてですね、自主放送を中止して維持管理費の節減を図るべきだと、何度も議会で質問を繰り返しておりますが、聞く耳を持ってくれません。先ほどの泊まり合いとおんなじです。まあ町長が代わったことで住民も大いに期待をしていたのに、6月議会での町長の答弁にね、がっかりした住民も多かったことだと思います。

この自主放送を中止しても、ケーブルテレビの事業の4つの目的というのはすべて達成します。この目的を達成するということは、6月議会で町長も確認しました。16億もする高額な費用を使う事業ですから、当初に掲げたデジタルデバイドの解消は解決できると思いますが。

副町長は最初からこの事業に携わってこられて熟知していると思いますので、まず副町長にお伺いしますけど。自主放送をしなければ、情報格差の解消は不十分なんではないでしょうか。

その点をまず、最初にお聞きします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

宮地議員のケーブルテレビの件につきましてお答え致します。

まず、自主放送をしないと情報格差の解消が不十分であったかということでございますけれども、この自主放送というのはですね、皆さんの、町民のですねいろんな、コミュニティーとかいろんな部分のですね、イベントとかそういったものを、なおかつ町の情報を文字化してですね、皆さんに十分伝えていくという内容でございますので、情報格差といいますかそこまではないかと思っておりますけれども、より住民の皆さんが、生活が豊かになるというふうを考えておまして、自主放送は大事な事業であるというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

まあ自主放送をやっても、情報格差の解消が不十分ということではないけども、これをやることによって、より住民の生活が豊かになるというのが副町長の答弁だったかと思えます。

それで、総務課長にあらためてお伺いしますけども、今のこの段階でですね、ケーブルテレビの加入率ですね、それを何パーセントと考えてるか。それから、インターネットの加入率ですね。それをもう、今の段階で何パーセントと見込んでいるか。

もちろんもうここへ来てですよ、大まかな見当も皆目見当がつかないということはないと思えます。予想を持っていると思えます。ただ希望だけです、100パーセントやるつもりですなんていうんじゃないで、具体的なものを持って事業を進めているわけですから、お聞きしたいんです。

それから、戸別端末機の承諾について。6月議会ではですね、大体65.5パーセントの方の承諾と聞いてはありましたけども、これがその後ですね増えてるかどうか、何パーセントになっているか。

ちょっとその点、お聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

質問にお答えしたいというふうに思えます。

まず、テレビ、インターネットへの加入ですけれども。もう宮地議員もご存じのとおり、今、郵送してですね、その申し込みをしておると、それからまた説明を今からするという状況ですので、その方の集計は取れておりません。

それから、取れておりませんが、この案件はですね今まで何回となく質問、答弁したわけですが、今の町の目標と致しましては、インターネット20パーセント、テレビ50パーセントを目標にして収集をつけておるということはご存じのとおりだと思います。

それから、告知端末放送の関係ですが、これについてはですね今までの申し込みを行っておまして、今のところ66.3パーセントでございます。佐賀の方が82.9パーセント、大方地域が59.9パーセントです。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

加入率はあくまで見込みと、最初からですね。まあ希望的観測と言った方がいいのかもしれませんが、50

パーセントと20パーセント。赤字財政を出さないぎりぎりの、数字の上での、机の上での数字ですね、これがね。

で、戸別端末機は100パーセント無料で全戸に付けたいというのが町の希望ですけども、それがまだですね66.3パーセントという点では、ほんとにケーブルテレビ、またはインターネットの加入率、今後、山あり谷ありじゃないかなというふうに思っております。

この事業は、最初から住民をそっちのけで進められてきた事業です。まあ町長はおりませんでしたけどね、その前のことですけども。アンケートも取らないで、もちろん仮契約もなくて、ふたを開けてみなければどれだけの町民がこの事業を必要としているのか、まあ50パーセントと20パーセントという目標は持ってますけども、実際どうなのかというところはつかめていないわけですよ。必ず目標しか言わないし、赤字出すつもりはありませんとか、まあそのように努力しますというのが町の答弁ですけども、まあ、それしか言いようがないといえないかもしれませんけどね。でもそれでは、どれだけの赤字が出るか皆目見当が付かないと、そういう事業に町民には見えるわけですね。こんな恐ろしい、ばくちのような、しかも16億円もする巨額な事業を、自分でお金を出すんであれば、恐ろしくてできません。自分の懐が痛まないんですから、住民の税金だからできる事業ではないかなと常々、まあ住民の方もそのようにおっしゃってますけど、私もそう思っております。町としてはですね、まあ国から補助があるからとか、住民に必要なだからとか、そういう美しい言葉で、きれいな言葉で、突き進められてきた事業だと思います。確かに、必要な住民がいらないわけではありませんし、必要な住民はおいでます。でも、その必要な住民にデジタルデバイドを解消していくのには、もっといろんな方法があるんじゃないか、安く経費を抑えるにはこんな方法、あんな方法あるんじゃないかと思って、熟慮した上の決断だったかどうかは疑問が残ります。ですから、私はここに来てですね、事業を始める前に、せめて経費節減の方法を取るべきだと思うんですけども。

先ほど、副町長言われましたけども、自主放送はじゃあどんな放送なのか、先ほどちらちらと言われましたけど。ここに来てですね、まだ構想が練られてないというわけではないと思いますよね。もう大体どれぐらいの内容をすると、そういう構想を持ってなきゃ進められないと思うんです。加入促進図るんですから、大体こういう自主放送をしますと、あると思うんです。

それとですね、この事業の維持管理費は1億円だというのが6月議会で、総務課長の答弁だったと思いますけども、約1億円の維持管理費の中で、自主放送に必要な経費は年間どの程度と考えておりますか。そういうことも全然、まだやってみなきゃ分からん、ふた開けてみなきゃ分からんということで事業進めてるわけじゃないでしょう、16億円もする大きな事業ですから。それでは住民をばかにした話ですので、もう固まっている構想だと思いますが。

その点をお聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ご質問にお答え致します。

これにつきましてはですね、第1回のパンフレット、全戸配布の方の資料にも載せておりますが、基本的にですね、今の副町長からもありましたように、町内のイベント、学校行事などを、また議会中継、それから教育関係で町民大学なんかを行っておるわけですが、そういう講演会、通常の講演会も含めてですね、自主放送に乗せられないかというようなことをいろいろ考えてます。それからまた、災害などに対するですねライブカメラといいますかそういうものも対応して、放送してまいりたいというふうな思いをしております。

それから、これについてはですね拡大して考えれば、ほんとに大きな広がりがありますけれども、やはり宮地議員もおっしゃっておるように、できるだけまあ最初は安全に経営をしたいということで、地域の最小の経費を考えております。

経費ですけども、経費の方はですね、これ以前も議員の皆さんに、20年ごろだったと思いますがお示ししておるといふふうに聞いておりますけれども、自主放送部分の経費がですね、約5,170万くらいを見込んでおるといふふうな試算をしております。

以上です。

すいません。自主放送のみでなくて、放送部門ということでご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

放送部門ということでして、私は自主放送というのは切り離して考えてるんですけども。

放送部門ていうのはじゃあ、戸別端末機に入っているのも含むと、そういう意味でしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

自主放送といいましてもですね、全体の経営、まあ職員ですよね。も含めて考えてますので、自主放送が幾らという明確なものは出せておりません。

従って、職員をまあ何人か、1人でしたら何パーセントで割るかというような問題も出てきますけれども、そこまでの積算はできておりません。従ってですね、自主放送部分は今の金額というふうに考えております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

再度、内容についてお聞きしますけど。

総務課長の方ではですね、まあ町内のイベントだとか学校行事、また、町民大学でやられている内容とか、議会中継も含む、ライブカメラとか、そういう思いがあるという答弁だったんですけど。

私が聞いているのはですよ、もうここに来て大体構想は決まってるでしょうと。自主放送は大体これぐらいの予算を持ってやろうとしてる。してなかったら、ほんとに住民にとってね失礼な話ですし、これだけ大きな事業するんですから、削れるとこ全部削れるんじゃないかなって住民は思ってるわけですよ、赤字になったら大変ですから。何でかって言いましたら、100パーセント無料の戸別端末機でさえ70パーセント行ってないわけですよ。ところがケーブルテレビやインターネット、町の方は50パーセント、20パーセントと見えますけど、もう何回も私、言ってますけど、ケーブルテレビね、月1,050円払ってまで見る必要、まあ、テレビが映る所はですね、地デジが映る所は、1,050円まで払える人も少ないし、それほど必要があるかどうかも分かりませんし、なかなか50パーセントの達成は無理だと思うんですけど。これをいくら言ったところでですよ、もう平行線ですから言いませんけども。

そういうふうにして町がこれから加入促進、進めていく上ではですね、まだ自主放送の内容はこういう思いで何とかええことばかり、言おうと思ったら言えるわけですよ。これもやりたい、あれもやりたい、こういう構想を持っていますと。ですから地デジが映るだけじゃなくて、こういう自主放送がありますから入った方がお得ですよというふうになってきかねない。そこを、私は1つは危惧（きぐ）するんです。町としては、も

ちろんたくさんの方が入ってもらわなきゃ困りますよね。赤字経営ではほんとに、税金をずうっとつぎ込まなきゃなりませんから困るんですけども。ある程度の構想もなしに、これから加入促進にすぐ入っていくんですたら、私は住民にとって随分失礼な話だなと思って、今回これを取り上げたんですけども。

これとこれは絶対やりますと、大体人員は何名ぐらいと、幾らぐらいは予想していると、そういうものはないんですか。まだ、全然決まってないんですか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えします。

基本的にですね、運営経費の算定については、もう皆さん方に以前お配りした数値から変わっておりません。

従ってですね、放送分と通信分、これを含めまして皆さん方にお示ししてとおりでございます。そういうことをご理解願いたいと思います。

放送につきましては、今、私の方から言いましたように、学校行事等々を放送したいというふうに考えております。

それから、最初の方にありました、ちょっと最初の方でしたけれども、加入促進についての問題ですけれども。これについてはですね、十分、その宮地さんが言われたことをですね自分たちも注意して、また、臨時さんにも注意してですね対応したいというふうに思っております。

以上です。

（議長から「職員の人数は何人かいう」との発言あり）

失礼しました。

職員の人数は、今のところ3、4名を考えてます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

再度ですね、総務課長にお聞きしますけど。

これとこれは絶対やりますというのがあったら、教えてくださいよ。こういうことをやろうと思ってる、これらをやろうと思ってるっていうんでは、住民にとって失礼ですよっていうのを私、質問したと思うんですけど、なかなかそこが明確に出てこない。で、構想がないなら構想がないと、まあ言えないでしょうけども、分かってる範囲でですね、これをいかないと、加入促進始まるわけでしょう。

そして、住民が一番心配してるのは、これが赤字になって、自分はテレビに入る気はないけども、ケーブルテレビに加入する気はないけども、自分たちの税金がどんどん、どれほどつぎ込まれるのか心配だというのがすごくあるんですよね。で、経費も、やる内容によっては経費の内容が違ってきますでしょう。で、議会中継だけは絶対やりますとか、ねえ。そういうのがあって、これとこれは検討中ですか、これはやりたいけども、今後、経費の問題考えてどうするか迷ってるとか、いろいろ執行部の方でそのような話、煮詰めてないんですか、全然。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

自主放送の具体内容についてのご質問でございます。

ここで確定したお返事ができないのは、今後の策定スケジュールによるものでございます。

自主放送の具体的内容につきましては今後、黒潮町情報センター放送運営委員会規則、および黒潮町情報センター運営審議会規則、黒潮町情報センター放送番組基準要項等を整備し、この黒潮町情報センター放送番組の編集にかんする基本計画を策定しまして、確定してまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

それでは、町長にお聞きしましょうか、町長がお答えしてくれましたので。

これとこれは絶対やりますと、自主放送で。決まってるのがあったら教えてください。その策定スケジュールをしなきゃ決められないのか、ねえ。そして策定スケジュールっていうのはいつまでにじゃあ、決定するのか。

それをお聞きます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど申しあげましたように、確定したお返事ができないのは、その策定スケジュールによるものでございます。

また、総務課長、副町長、共に申しあげましたが、現段階でこちら側が想定している内容につきましては、申しあげたとおりでございます。地域イベント、学校行事、議会中継、教育機関の公開授業、講演会、地域の業者や特産品の紹介、あるいは役場の窓口で行う各種手続きの方法、また、ライブカメラ等々での防災、防犯でございます。

また、このスケジュール内容、黒潮町情報センター運営審議会規則等々の整備の予定につきましては、今後、煮詰めた協議を行う予定でございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

この策定スケジュールはいつまでにできますかっていうの先ほどお聞きしたんですけど、またお答え願います。

それからですね、はっきり経費はですね、もう5,100万までは大丈夫だと、全体で1億円まではやるんだということですか。それともですね、自主放送の中で経費は2,3千万削る予定だとかですね、そういう案は町長の頭の中には一切ないんでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

スケジュール計画の、この具体的な年次でございますが、現在未定でございますが、早急にとということでございます。

それからまた経費につきましては、総務課長申しあげましたように、この自主放送につきましては考えられる最低限の設備でスタートしてまいりたいと思っております。

ちなみに24年度の経費としましては、収入3,702万6,000円、支出5,176万6,000円を、そのうち番組制作費が744万円でございます。事業総体としまして、通信部分との差し引き381万3,000円のマイナスを見込んでおるところでございますが、今後、加入促進に努めてまいり、少しでもプラスになるよう努力してまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

町長の数字がとっても早口で聞き取れなかったの、もう一度ゆっくりですねその数字ですね。初めて今、具体的な数字が出てきましたけど、なかなか総務課長や副町長から数字が出なかったのが出てきたんですけど。すいません、もう一度ゆっくり教えてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

失礼致しました。

この数字につきましては、皆さんのお手元に過去、配布された数字と変わらないものでございます。24年度の経費でございます。

放送部分、収入3,702万6,000円、それから支出5,176万6,000円、そのうち番組制作費が744万円を見込んでおります。で、事業総体としまして、放送、通信との差し引き381万3,000円を24年度のマイナスと見込んでおりますが、先ほど申し上げましたように今後、加入促進に努めてまいって、加入率を上げることでこれを解消していきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

今までにももらった数字の中から変化はないと、これに向かって進むんだと思いますけど。

自主放送の中身ですよ、まあなかなか、全体的にこれとこれは絶対するというのは決まっておらず、これから決めるということでしたけど。

町内のまあイベントやっても、これを皆さんが見るとしてはですね、まあ学校の行事もそうですけども、なかなかそれに関係ない方が見ることもないと思うんですよ。それから町民大学の話も出ましたが、これも構想であるのか、実際にやるのか、ほんとにまだスケジュールは未定で、いつなるかも未定だということでは、質問しても突っ込みようがなく、私もほんとに困るんですけども、住民もほんとに困るんですけどねえ。こういうことをやって、まあ全体で5,100万の支出、放送内容が744万と言いましたか。まあこれは1年間ですので、今後どういうふうになるか分かりませんがねえ。

私はなるべくね、自主放送はもちろんしてほしくないんですけど、やるんだったら町長として、なるべく少なくやるのかなあ、そのへんをお聞きしてるんですよ。いろんなことを盛り込みたいのは分かりますよ。

それから先ほども言いましたけども、加入促進のときにあれもやります、これもやりますと、今、それを計画ですと言って、いいことばかり町民に言ってですね、加入促進に言いかねなくても、いうんじゃないで決定してないわけですから。ねえ、これ分からないんでしょ、やるかどうか。ですから私は、これとこれとこれはもう絶対やるて決まってるっていうのを、まあしつこいんですけどそれを聞いてたわけですよ。でも、いつになるか分からん、まだ分からん。



町長の頭人中、これとこれは絶対やりたいっていうのはあります。それを。それから、幾らぐらいまでなら経費を抑えたいというのがあります。

頭人中でいいですからお答え願います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

繰り返し申し上げますように、想定される内容につきましては申し上げましたとおりでございます。

ここに羅列している事項につきましてはやりたいことでございますが、その確定ということが申し上げられないのは、先ほど申し上げた理由によるものでございます。

今後、黒潮町情報センター放送番組基準要項等を整備しながら、その番組放送の編集にかんする基本計画を策定し、確定したご報告をさしていただきたいと思っております。

また、自主放送の経費でございますが、この番組制作費744万円、これにつきましてはかなり厳しいといえますか、少ない見積額だと認識しております。また設備投資につきましても、必要最低限度のところからスタートしていくというのは、総務課長が申し上げたとおりでございます。

また、今後、同じ内容を提供していきながら、経費が節減できるところがございましたら、そこにつきましては経費節減に努めてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

まあ要は、ここに来てまだ具体的な何するかというのが決まってないということですね。

で、町長の頭の中で、まあ町長がこの事業を最初から進めてきたわけじゃないですから無理もないですけど、絶対これとこれとはやりたいというものはっきりしないということしか、まあ取りようがないですけどね。私はほんとに、どういうふうな内容が大体決まって、経費も大体これぐらいというのが決まって、それでスタートする。まあ、スタートのときにはそういうふうになるんでしょうけど。もう、そういう構想というのはもうできてるもんだと思ってたんですけど、なかなかそれが決まってない。いつまでできるかも決まってない。質問のしようがないですけどね。

それではですね、あと12分ですから、こういうまだまだ決まってない自主放送です、内容が具体化されてない自主放送ですけども、経費は1億円掛かって、加入促進を図って赤字を出さないように努力しますというのが町のもう言い分しかありませんけど、赤字が出る可能性も大いにある。それだったら自主放送を中止すればですよ、もう大いに赤字を出さない、そういう方向性を出せるわけですよ。私はそう思うんです。

で、何のために自主放送するんですか。再度お聞きしますけど。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

自主放送を続ける理由は何かというご質問だと思います。

前段申し上げました内容の放送が、住民サービスであると確信しているからでございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

あのねえ、住民サービス分かります。住民サービスはほんとに必要です。

でも、私が言ってるのは、住民サービスは必要だけお金が掛かるので、最低限この事業はね、最低限でやったらいかがですかというのをずうっと言ってるわけですよ。それでもなおかつ、自主放送を住民サービスだから続けたいと、内容は分かってないと、まだ。これからやるんだと。いつ決まるか分からない。それでは困るから私、聞いてるんですけど。

住民サービス以外、どうしても自主放送を続けたいという理由、ほかにあったら教えてください。

それからね、経費を節減するためにねえ、自主放送を中止してくださいって言ってるんですけど、そういうことは理解できませんか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。

現段階で、経費節減のために自主放送を完全にやめるという考えは持っておりません。

それからまた、再度のご質問でございますが、自主放送を続ける理由につきまして、先ほど申し上げましたように住民サービスであると、そのように認識しておるからでございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

あのねえ、住民サービス分かりましたよ。もう、それしかそちらも言いようがないでしょうけどねえ。住民サービス続けていく、このケーブルテレビの目的のほかにプラスアルファとして、住民サービスの経費を掛けて自主放送を続けていく、そして、経費が掛かるわけですから、その負担はですねじゃあ誰がかぶるのか。すべて将来にわたって、子どもや孫たちがかぶり続けるわけですよ。今の農業集落排水事業、漁業集落排水事業もですね、始めたときは100パーセントなり、まあ90パーセントですか、絶対赤字にならないと言って始めたんですけど、現実には払い続けてます。このケーブルテレビになったらもっと大きいと思うんですけども。

この、負の遺産だと私は思ってますけど、この点をどのように考えてますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

負の遺産であるというご指摘でございますが、そのような認識は持っておりません。

また、再度ここで基本姿勢を申し上げますが、議員度々ご指摘いただきます総工費16億円を掛けてやる事業でございます。今後、行政がですねどのような基本姿勢を持って臨むべきか。これまでもそうであったかと思いますが、多額の費用を費やしてやる事業でございます。しかも、住民の皆さますべてが加入していただける権利がある、そういった事業でございます。その内容を充実していく、これが行政側の基本姿勢でございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

もうこれで終わりますけども。

充実するのは分かりますけども、私が心配してるのは、お金の方が大変なんだということを言ってるんです。今の財政が厳しい中で、負の遺産を残すからということですけど。

もう、これ以上言っても仕方がありませんので、これで質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで宮地葉子議員の一般質問を終わります。

次の質問者、坂本あやさん。

6番（坂本あやさん）

議長にお許しいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回、2点質問をさせていただきます。1つ目は、企業立地の促進条例について、それから2つ目には、皆さんもご承知とは思いますが、馬荷に自生しておりました七立栗についての、2つの質問でございます。

まず、企業立地促進条例についてお伺い致します。

21年の12月の18日です、それに黒潮町企業立地促進条例ができました。この条例は、皆さんまだ記憶に新しいと思うんですが、議会の方で修正案を出さしていただきまして、その後、制定された条例でございます。

この条例につきまして少し説明させていただきますと、第3条には、町長は企業者に対して事業所用地等のあっせんとか、それからさまざまなことに対してですね、必要と認めることに対して協力するように努める、ということがございます。そして、この条例はですね、固定資産税の免除という形になっておりますので、5年間の限度をもってですね、課税を免除するという形になっているものです。

これを修正させていただきましたのは、最初、行政から出された条例はですね、非常に等価固定資産税の金額が高くて、2,700万を超える大きな企業でないといこの条例の適用にならないというところがございます、本町には合わない判断を致しました。ですから、等価固定資産税を1,000万に抑えて、さまざまな形でこの地域に合った、身の丈に合った、この地域の企業の方々がご利用できる、そういうものにしたいという思いでこの条例を修正させていただいたのが、本条例でございました。

そこで、この条例が制定されてからですね、こんにちまでで本事業の対象となる企業はありましたか、ということについてお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づき、坂本議員の一般質問、平成20年12月18日、条例第42号として制定された本条例の対象となる企業はありませんでしたか、というご質問にお答え致します。

この条例はですね、議員もおっしゃってましたとおり、当該奨励措置を受けようとする企業者より申請により、指定の可否を町の方で決定するものです。

制定以来、現在までには企業立地促進条例の奨励措置を受けるための申請はなく、指定を受けている業者は、現在のところありません。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

ご答弁いただきましたように、残念ながらですね、この条例を制定させていただいてから現在まで、利用できた企業がないということなのです。これは、大変私は残念だなんて思っているんです。

私たちの思いというのはですね、議会の皆さんそうだったと思うんですが、少しでもこの地域で起業をしていただいて雇用をつくっていただきたい、そういう思いでこの条例を制定致しております。

ですが、まだ申請者がいないということですが、その申請者がいないという理由はどこにあるとお考えでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

この該当基準がありますが、恐らく、先ほど議員もおっしゃられてましたその1,000万円以下に、今までの経過で基準を下げられたということもありますが、その中に常時雇用とかもろもろありますが。そこで、恐らく基準に該当しないというようなことがあるんじゃないかとも思います。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

私たちその当時ですね、私、産業の建設常任委員会の方でこの条例を審査させていただいた経緯がございます。

そのときに、一番議論になったのはですね、規則をきちっと確認した上でやるべきだということをおっしゃる議員さんもいらっしゃったんですけども、まあ私は、規則については町長権限で制定されるものですので、そこまではまあ残念ながら確認をしておりませんでした。それはちょっと、今思うと残念かな、いけなかったなというふうに、今、この現実を見ながらですね考えています。

と申しますのは、この条例の中にですね、規則に条例の手続きがございますが、その手続きの中には、事業に掛かる前に指定業者としての届け出をしなければならない、という項目がございます。私、ここがですね、申請者が出ない理由ではないかというふうに思っているんですが、そのあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

と申しますのは、規則の3条ですけども、企業所等の新設または増設に着手するまでに、指定企業者申請書を町長に提出しなければならないという欄がございます。ここなんですけれども、なかなかですね、最初からこの企業立地の条例を頭に置いて起業をなさる方がどれくらいいるのかなということ、今まで申請がなかったということでしたので、考えてみました。やっぱりこれはですね、最初その起業をするときに、まあこれ、実は小さな小さな、逆に言うと町としては措置だと思っただけなんです。大きな事業をする所では、ほんとに手続きしてもね、効果は薄いというふうに見られる措置かもしれません。ただ、私たちが思いましたのは、小さくても、少しでも、起業者の方々に行政の支援を入れて、で、1人でも2人でも雇用を発生させてもらいたいというその思いをですね、やっぱり起業者に伝えるという大きな目的があると思っています。

そういう点からいくとですね、事業着手を始める前に手続きをしなければ、5年間の減免措置が受けられないということなんです。それは、その減免措置というのは5年間あるんです。でも、申請するのは着手前です。じゃあ、着手前にしなかったら5年間、あなたの企業は全く減免を受けられないんですよってことなんですよね、この規則だと。果たしてそれが、町にとってメリットがあるのかな。それから企業にとって、この条例が生かされてくるのかな。そこを今、思っています。

税金はですね、ちょっと税の方の勉強も今させていただいてますけれども、5年にさかのぼって徴収をされます。ただ、減免を受ける権利はですね、事業を着手する前に手続きをしないと5年間受けられないんです。何かちょっと、簡単に言うと損しちゃったかなみたいな思いがするんですね。

これを、例えば申請、着手のときに間に合わなければですね、着手後とか、着手してから受けられるというような形にですね、変えることができるんじゃないかなというふうに私は思っています、これ規則ですので。

それですね、対比しました条例がですね、黒潮町の半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例というのが黒潮町にもございます。この条例はですね、先ほどもちょっとご紹介しましたがけれども、所得価格の合計額が2,700万を超える者というふうにあります。この価格が高いので、たくさんの企業さんには利用していただけないということで、そこの固定資産を落としたという話を致しました。それですね、その6条にはですね、当該施設を事業の用に供した日から1カ月以内に規則に定める様式に従って、申請を町長に出しなさいというのが半島振興法です。少し違うのかなと思ってんですけど。

それと、これがですね減免になるのは、その翌年になるんですよ。だったらどうして、事業をですよ着手する前に規定を掛けなければいけないのかなということですね、ちょっと疑問に思ってるんですが。

そのあたりについては税法上なのでしょうか、それともこちらの条例なのでしょう。

ご説明をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

お答え致します。

この半島振興法に基づく分は、税務課の方が窓口となってやっていますが、この分についてはですね、事業の用に供した日から一月以内に、規則に定める様式による不均一課税の申請を町長に提出しなければならない、となっております。

で、先ほどの企業立地促進条例の方はですね、これも産業推進室の方が窓口となってやっていますが、目的がですね、雇用拡大と産業振興を図ることを目的としております。これを一応、先ほどの条例の申請のときにですね、第6条に奨励措置を受けようとする企業者は、一応この申請をしてですね、指定企業者申請書いうものを出して、それで決定を受けた上での、それが税務課の方へ合議されて、税の免除ですか、それがあのかのようになりますので。多少、事業の目的ですね、が違いますので、まあそういう形になっております。あくまでも企業立地促進が目的ですので、その目的をクリアするための条例ですので、それをクリアした上での税の減免がなるかどうかの形になりますので、その違いがあると思います。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

何か、ちょっと苦しいご説明をいただいたかなというふうに思ってるんですけど。

半島振興の方もですね、これはですね私、企業に対する支援だと思うんですよ。じゃないんですか、これは。これも製造業だとか旅館業だとかですね、そういうふうな業を成す方に対してのものですよね。

そういうところでですね、私たちが比較させていただいたのはですね、同じ地域の中で業を営む人たちに対してですよ少しでも有利に、こちらの町に来てですね、1つでも事業を起こしてもらいたい、という思いがあるからなんです。だから半島法にしろ、私は企業立地にしろですね、企業者の方に対してやっぱり行政がですねやっぱり支援をしていくということについてはですね、目的として私は同じではないのかなというふうに思います。これは目的が違うって言われましたが、そのあたりもうちょっと詳しく後でご説明いただければいいと思うんですけども。

この企業立地ということは、やっぱり地域に来てくださったときに、やっぱ支援をしないといけない。で、先ほど、室長がお答えになりました中にですね、申請制なので申請者がいなかったっていうことをおっしゃってましたよね。で、申請者も分かっていたら申請したかもしれないけれども、事業が終わって、さあやれやれ

と思って、あ、黒潮町に企業立地の条例があるよと思った、でも、許可を受けるまで工事に掛かっちゃいけないということになりますと、なかなかそれを待ってまではできない。でも、それをしなかったら5年間の減免は受けられない。そこらへんなんですよ。

じゃあせめてですよ、まあこれはあんまり言いたくないんですけど、事業を申請をしたときからですよ、じゃあ翌年、翌々年、その年で5年間あるうちの、例えば1年目にできなければ、じゃあ2年目からするとかね。2年目ができなかったら、3年目からするとかね。やっぱりそういうふうなこともあると思うんですが、で、最低5年の期間しかありませんよ、というくりもできるのかなというふうに思うんです。

これ、企業立地を修正を掛けたときに話に出ていたのは、新設なんかの場合でしたら、もともと町には固定資産税入ってなかったよねっていう話だったんですよ。でも、新たな企業が進出してきて、そこで雇用も発生さしてくれて、固定資産税も払えるようになるということであれば、5年間据え置きさしていただいても、その後からは頑張って収益上げてもらって、人も雇ってもらって、地域に貢献してもらえるようになるのであれば、5年間ちょっと我慢しようよ、町も、というような話し合いを私たちはしたと思います。

そういうことから言うと、この規則の中にある事業所の手続きの緩和というのを、私は町長に考えていただきたいなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

坂本議員、冒頭に申しましたけれども、この条例というのはまあ町が最初に提案してですね、議員さんが提案で修正したといういきさつがあります。

当初は、我々行政が考えたのはですね、あくまでも町外からの企業誘致いうことを最大限目的にしておりましたので、そういった部分ではですね、やはり誘致していくそのひとつの手段といえますか、いろいろ来ていただくための配慮をですね、こういう形でやりますよと、企業に話すことができるということですね取り組んでおったということもあって、この部分は新設または増設というのが基本的な部分であるというふうに踏んでおったところでございます。

で、なおかつ、先ほど固定資産の部分も出てきましたけれども、まあ1カ月のずれはございますけれども、固定資産も基本的に、まあその事業を設けた年度の翌年度と、申請して翌年度というところから免除になるわけでございますので、その部分についてはですね、まあ同じ考え方であったというふうに思っておりますけれども。

まあ今、坂本議員が言われましたように、この実際はもうそういう形で、町内の業者も対象になりますよということでございますので。なおですね、そのへんの固定資産の関係等々のバランス的なこともございますので、なお、その部分はですね検討させていただきたいと思えます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

検討するというのは、規則を見直すように検討するということですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

見直すべきかどうかということをごすね、検討するということでございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

それではお伺いしますが、半島法ですすね、事業終わってからも申請できるのと、それから、企業立地のときに事業着手の前でないといけないという理由はなぜですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

その部分につきましては先ほど言いましたように、企業の誘致ということを考えておりますので、そういったことですすね増設、新設、または増設の着手する前までにですすね、やっぱり行政と企業が協議すべきという考え方で、こういうふうになっておるといところでございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

私、いつも思うんですけど、申請主義ということなんですすけど、じゃあ知らなければ、その人は受けられる権利を奪われてしまうんだよっていう部分もありますよな。

例えば税ですすね、税の控除。ほんとにいろんな控除があると思うんですけど、ご存じの方は、ほんとに鉛筆1本で税の控除が受けられる。でも、ご存じない方については、とても重い負担を強いられる場合もあります。それは知らない人が悪いですよとてええ、そういうものかもしれません。でも、そこをですすね、やっぱり行政の皆さんがですすね、こういう方法もあるんですよ、こんなやり方もありますよ、黒潮町に来るときには、企業立地の条件としてはこういうものがあるんですよ、だから来てください、だから来て大丈夫ですよ、そう言っていくための手段を言ってるわけですよな。

私、一番最初に申し上げました、町長は企業者に対して事業用地等のあっせんをすると。それから、その他の物事について、必要と認める事項についてはですすね、協力をして努めるものとする。何を努めてくれましたか。この企業のこの条例ができてからですすね、やっぱり新たにここで仕事をしよう、企業をつくろう、それから、事業所を拡張していこう、そういう方たちにですすね、どういう支援を町はしましたか。これは大事なことだと思ふんです、私。ご存じなければ使えませぬ。でも、こういうことがありますよって、事業が始まるまでにそういうことを一言ですすね、町のですすねご存じの方がですすね指導すべきじゃないんですか。

で、私、いつかですすね聞いた話で、ちょっと随分前の話なんですすけれども。税務署にある方が行かれて、それから確定申告をしたと。何で確定申告をしたんですかって税務署が聞いたときに、確定申告をしたら、やっぱりいろいろな面ですすね還付金戻ってきますよっていうことを聞いたので来まして、ある方がおっしゃたら、どこで聞いたんですかって税務署に言われたらしいです。で、そういうことを言ったところなんですすね、なんでお前、そんなこと言うんやって税務署は言ってきたらしいですすけど。そういうことですすね、税の中には何か昔から息づいてる、言われるまでは言っちゃ駄目なんだよみたいな、そういう何か質的なものがあるんじゃないかなっていうことを私、ずっとこう感じてる部分があるんです。

で、今、国民健康保険が厳しい状況になってるとか、いろいろありますすよな。でもそれ、所得っていうものをやっぱりきちっと申請していくとですすね、もっともっと生活の中に、還付金が返ってきたり、いろんなことある人がいるっていうことを私、税の担当の方っていうのは帳面とか見ると分かるんじゃないかと思ふんで

すよ。私なんか見ても分かんないですけどね、なかなか。こう見たらよね、この人、確定申告したら、随分違って来るよねっていう所が、例えばその人が申請している以外の所でもあるだろうし、それから、いろんな手続きに来た方がですよ、この人、確定申告したら、これだけのものをですよね払わなくてもいいのになっていうものっていうのはね、役場の方、見たら分かるんじゃないんでしょうか。そういうところにお申請主義っていうのはね、あなたが申請してないんだから、これは受けられなくて当然ですよっていうのが、今、ほんとにいいのかなって思うんです。

確かに、還付を受けられる方っていうのは納税、結構してますので、やっぱりそれが返ってくるわけですよ。ですけど、いろんな負担もあるし、できることはそうしてきちっとやっぱり申請をして返ってくればですね、やっぱりきちとしたことしていこうということなる。納税も悪くないかなって思う部分、やっぱりいろいろあると思うんですよ。

で、税の申告に来たときだけにそれがあるんじゃないかって、ほかのいろんな手続きの中に、そこ、見えてると思うんです。そこ見えてるところを、少し頑張ってやっていただきたいと思うんです。今、子ども手当とか、一応入ってきますけど、そういうことじゃなくてもっと基本的なところに、役場の職員さんとして、住民に向かってできることはあるんじゃないんでしょうか。企業立地の今日、話でした。でも、この根本は、私は一緒だと思ってるんです。今は企業立地のお話でさせていただいてますけど、国民健康保険、それから所得税に係ってくるものは、あと保育所の保育料だとか、ありますよね。そこに本当に、これだけ払わなくてもいいのに、ご負担多くなってるよっていう方がいるんじゃないんですか。

もっと、そういうところに行政の手だてというのを入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょう、町長。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

お答え致します。

住民への周知のことだと思いますが。税務関係の場合ですが、個人的に、まあ個人情報もありますので、町としてはですね、町の広報紙、あるいは町民税の申告書の中にですね、説明をさせてもらってます。確定申告、それからそういった税制度ですね。それから国保税にしても、町民税の申告をしないと軽減措置ですね、2割、7割、5割のあの軽減措置も受けられませんので、必ず提出してくださいと。まあ本人のために、いろいろとこう広報はしております。

けど、それをすべての方が見たかどうかはなかなか確認できない状況ですし、まあ町としてはですね今後も、坂本議員がおっしゃるようになりますね、みんなに分かるように周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

町長。

（町長から「休憩お願ひします」との発言あり）

暫時休憩します。

休憩 15時 56分

再開 16時 01分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。



副町長。

副町長（植田 壯君）

税の還付の指導といいますか、周知の方法でございますけれども、税には非常な、いろいろ微妙な部分もございましてですね、個人個人すべてにですねそういった指導はできません。ということでございますので、広報とか申告書、そういった部分にですねそれぞれ記述さしていただいて周知しようということで。

ただし、税務の窓口へ来てですね、こういうことでありますので還付できませんでしょうかというときにはですね、申告の相談を受けて、それはこうこうですよという手当てはできますけれども、住民の皆さんにすべてそういうことはですね、現在の体制では無理があると、不均衡が生じるということになりますのでそういうことはできませんけれども、そういった最大限、配慮はしていきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

とっても飛躍したような質問になったかなと思って申し訳なく思ってるんですけど、私、根っこは一緒だと思ってるんです。

私は、窓口に来てですね、税の相談に来た人に、それから申告に来た人に、きちんとした対応をできてないと言っているのではないのです。それはしてくださってると思っていますし、現在も、その税の相談に来られた方はきちんとした対応をしていただいて、それから還付申請、それから確定申告、それから普通の申告してると思います。できてると思います。それを言ってるんじゃないんです。それじゃなくって、皆さんはやっばり行政のプロですから、いろいろなですね書類を見たときに、あ、この方はここが落ちてるからこれをプラスしたらですね、もっと受けられる権利があるということが分かったときにですね、やはり指導も要るのではないですか、ということです。要は、企業さんがですね、黒潮町に来たいっていうふうに思っている企業のお話があったときには、それが産業推進ですので、産業推進室の室長がですね、お前、ちょっと行ってこいと。あそこにもう企業が出てくるらしい。どういう仕事をするんやろう、何人ぐらい雇ってくれるんやろう、そしてたら町としてはどんな支援ができるんやろう、そんなこと何か手だてがないのか聞いてこいよというようなのが、私、これセールスだと思うんですよ。だから黒潮町は、企業立地をつくったのは少しでもそういうところだと思うので、セールスに行かないといけないと思うんです。セールスというか、そうですね、そういうふうに行ってですね、まあ以前、地域担当制を配置したときに、ねえ、町の職員は御用聞きじゃないんだよというお話がありました。でも私はね、御用聞きでいいと思ってたんです。地域の方々の要望を聞いて、その中で行政としてね大事にすることが1つでも2つでも挙がってきて、それが町民に返せるものだったら、私はどんどん御用聞きに行ったらいいと思ってました。だから、私は地域担当制というのは大事だよと思っていました。

今、つくってる産業推進室、昨日も下村議員のお話の中でもですね答えてくれてました。本来の仕事ができてないよっていうようなことをおっしゃってましたけど、私、本来の仕事っていうのはそういうふうなものじゃないかなと思うんです。御用聞きに行くべきだと思うんです。それから、いろんなところが出てこようかと思ったら、困ってることはありませんか、黒潮町としてできることはありませんか、そういうことを私、やっていくべきだと思うんです。それをやることによって、地域で雇用が発生するんだと思うんです。

地域再生計画の中の雇用促進協議会がありました。そのときに言われたのが、雇用を発生させる事業だから、産業をつくっちゃ駄目だよって、国からは言われました。でも、産業もない所に雇用は発生しませんよっていうのがその地域の意見でした。今は、企業立地というのはそういう観点から作った条例です。だから生かしていただきたい。で、作ったもんだったら絵に描いたもちにしないでいただきたい。

申請の時期がいつであれ、課税されるのは翌年です。だったら、申請の時期なんかいつでもいいじゃん、そういうことになりませんか。措置されるのは来年なんですもの。時期が問題ですか。

そこを考えていただきたいと思いますので、検討しますというお返事でもいいですので、お返事をいただきたいです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど副町長が申しあげましたように、見直しも含めまして検討させていただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

七立栗保存会の取り組みに具体的な支援を求めるといことです。

これについてはですね、もう既に皆さんだいぶご存じだと思うんですが、馬荷の地区にはですね七立栗という栗が自生をしていました。それでこれは、地域の生活環境が変わったがためにですね、絶滅の危機になっていました。もう、どこに七立栗という栗が生えているか分からないような地域の状況がありまして、でも、この栗はその地域に残された宝物だから、やっぱり地域としてはこの栗を守って、保存して、育てていかなくちやいけないだろうというような思いで、七立栗の保存会の皆さんがですね頑張っって、一番最初に始めてから、この栗が今の圃場（ほじょう）で作れるようになるまで30年かかったそうです。それくらい長い間をかけて研究し、地道な取り組みをされて、今は、畑の中でもできるような形にまでですね研究をして、きれいな栗の実がなるようなところまでですねやっってくださいしています。

そして、その方たちがお考えになっているのは、地域にある栗ですけれども、この栗をやっぱり地元の中の産業に育てたいという思いがあるということです。そしてこれは、いろんな方が作っていただいて、ほんとに収益につながるものであれば、町全体に普及をさせていきたい、そんな思いも持っっていらっしやるようでした。私はですね、その栗を見せていただいたときに、大変素晴らしい栗だなあと思いました。

この栗には昔話があるというのは、皆さんご存じだと思います。広報でも紹介していただきました。弘法大師が馬荷にお遍路の途中に迷われて、そのときにお礼にとっって残してくれた栗だと。そのお接待に感動して残した栗であると。それはとても甘くて、おいしくて、この今の70、80の方々が小さいときには、本当に甘いものもない時期に、ほんとに楽しみに食べられた栗だったということでした。

この栗がですね、今、地域の産業に育とうとしています。それともう1つ言えば、この栗は四万十甘栗の原種ですね。四万十甘栗がなぜできたかというのは、もう私がここで話すまでもなく、幡多農業高校に通われていた馬荷の学生さんが、先生が栗っっていうのはこういうふうに4月に花が咲いて、秋になったら実を結ぶんだよという授業をしたときに、先生、うちなんかもう年がら年中、栗なってるよっっていう栗がうちの裏にはあるんだよっっていうことがあって、それを見に行っった先生が、本当にそこに七立栗が生えていたと。わあ、この子の言うことはうそじゃなかつたんだっっていう形でびっくりされて、びっくりですけど。その方も40年かけてですね、四万十甘栗を作られたということですよ。こういうふうに、地域の中に歴史のある、由緒のある栗が残っっているということです。これは私、黒潮町の宝だっというふう考えています。

ですから、これがですね黒潮町の政策として、県の産業振興計画のアクションプランにも載っってるわけですよ。でも、この七立栗のアクションプランっというのは、県のアクションプランっというのは今回は非常にハー

ドルが高いというか、やっぱり企業の方々が企業をもう1回育てようって形の方の比率が高くてですね、なかなか地元でこつこつこつこつしてる事業っていうのにはそぐいませんでした。で、なかなかそれまで手だてがなかったということで、いろんな形で地元の方が努力してくれているんですけども。

こういう、せっかく地元にある栗をですね、それから、これはまだ反収がどれくらい上がるかっていうことについてのデータがまだないんですね。ですから、地域に普及していこうとしてもですね、反なんぼになりますよっていうふうなお話がまだできるような状況じゃないということです。というのは、それはやっぱり確実な、苗木を作って、それからその苗木を何アール植えたらどれだけ取れるかっていうところのデータを作っていないと、地元の中の産業ベースに乗るにはもう少しかなっていうところになってると思うんです。

ただ、私が今ここで言うのは、この栗を今だからこそ産業に結びつけられると思っています。これは、この歴史がなかったら、この栗はほんとに地元だけのもので終わってしまったと思います。ですが今なら、黒潮町の黒潮印としてですね、この栗を育てていくことはできると思っています。だから、このタイミングを逃がしてほしくないということで、七立栗の栽培とか、商品化とか、それから販路の拡大等にですね、今、地元の方々が一生懸命頑張ってくださいしています。

町としてもですね、今以上の支援体制をつくって、七立栗の、馬荷は里という所にしようと言っていましたけれども、黒潮町自体もですね七立栗の里という形にもできるのではないかなというふうに考えているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは、坂本議員の七立栗保存会の取り組みに具体的な支援を求めるということについて、私の方からお答えさせていただきます。

この七立栗のですね取り組みについては、議員の方が僕より詳しいのではないかとするのはですね、まあ議員、いろいろと蛸瀬川流域の地域づくり協議会等ですね、取り組みを非常にやって下さっておりますので、まあそういう面もありますけれども、僕の方からですね支援という面で答弁させていただきたいと思っております。

この弘法大師ゆかりのですね七立栗につきましては、まあいろいろと取り組みが行われまして、主なものとしましてはですね、昨年10月27日にはですね県知事以下、県の関係職員を交えた中山間地域の活性化の対話と実行という座談会やですね、また、今年3月にはですね山焼き復旧作業など、まあいろいろと取り組みを行っております。

議員の質問がありますようにですね、県の産業振興計画の中でも、地域アクションプランに弘法大師と生きた里山再生プランとして取り上げていますし、この七立栗につきましてはですね、現在、その保存会の方でもですね大師甘栗、大師七立栗、この2つの商標登録プラスですね、今回また七立栗というような商標登録も取りまして、ほかの部分でもですねいろいろと考えてはおりますけれども、地域でですね七立栗生産組合規約も作成しながらですね、議員言われるように、だんだんにその取り組みを広げております。

町としましてもですね、こういう取り組みはですね町のいわゆる特産物的なものを生かした活性化につながるというようなこともありまして、できるだけ支援をしたいというふうに思っています。

現在はですね、農協を通じた切り花といいますか、そういう分野で花卉（かき）の市場にですね出荷していますけれども、まあ会長から聞いたところでは市場の評価もええというようなことも聞いておりますし、また今後はですね、鉢植えとかドライフラワー、そういう面なども考えておるといようなこともありますので、今後はですね栽培、商品化、販路、そこらへんをですねいろいろと保存会と協議しながらですね、協力体制を

推進したいというふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

今、保存会と協力してですね推進体制をつくってくださるということだったんですけれども、例えばですね、どうふうな支援が必要かということになると思うんですけれども。今、課長の方も言っていただきました。私がかかわらせていただきました。でもそれにはね、それぞれのポジションがあると思うんです。私のポジションはもうすべて終わったと思ってます。これからは町が、やはりその七立栗を町の宝物として育てていただくポジションを受け継いでいただきたいというふうに思っています。

これは必ず成功する、という声が大きいです。というのは、樹木なんかの専門家に見ていただきますと、かなりこの木の値打ちというのは高いという評価をいただいています。それで、もしですねこれをオープンにするのであればね、全面的な協力をいただけるとかいう声も出てきています。それくらい貴重な種類であり、全国に知らしめれば、かなりのインパクトのある木のように。そういうふうな価値のあるものがこの町にあるということ、そこにやっぱり地元の私たちは値打ちをですね、やっぱり評価していかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。

それと、どうして今、馬荷の七立栗かというところでですね、昨日、町長にランドデザインのお話をされたことがあったと思います。私はですね、これからの産業振興の中でどうしても考えていかなければいけないのは、人の流れだと思っています。それで56号の流れと、それから、あと四万十川をぐるりと回って愛媛県に出る、このU型の流れと、それから我々の所がこの56号の流れですけど。この流れの中でですね、四万十川をずっとぐるっと上がって、愛媛県に上がっていただくと、幡多地域には全く何も残りません。それを、どうこちらの方に人を流し込んでくるか、ということがやっぱりこれから黒潮町の黒潮印の大きな役割だと、私は思っているんです。黒潮印、早く作ってくださいねという話を今までも何度もしたんですけれども、そこには人が来る目的、魅力、それが何なのかとはいうのはやっぱり打ち出していく必要があると、私も思います。

それで、いつもこう思うんですけれども、この町は高知県の縮図だねって言われることがよくあります。川がずうっとあって、その川の周りに集落が発展して、それから海から見ると、いろんな何本かの木の横に葉が茂り、それから幹に葉が茂り、枝が出ている、そんな地域だねというふうに評価をされます。そしたら、そこへ人が来てくださるためには、いろいろなその打ち出し方があると思うんですけど、私は非常にこの地域っていうのは財産があると思っています。北部活性化協議会という協議会も非常に頑張っている、昔、日本一の紙の里だと言われていた地域です。そしてそこには、新たな拳ノ川に施設ができ、お客さまを迎えれる準備ができました。そして今度、道の駅の構想が現地の佐賀地域にできてきています。そして、一番館というカツオの場所があります。そして道の駅があり、そして次に、今度、まちの駅の構想ですね、まちづくりの構想が拳がってきています。そして私は、その後、蛸瀬川地域づくり、蛸瀬川を上げて四万十川へ移っていく、そういった形のまちづくりの流れができてくると思うんです。高知の方から来ればですね、山から、それから山の駅に下り、それから海の駅に着き、道の駅、まちの駅と通って、川の駅から四万十市へ抜ける。また、四万十市から愛媛に抜ける。そういったこう流れというのをつくっていく必要があると思うんです。

そのためには、各集落集落に魅力を残していかなければいけないと思ってます。その魅力づくりの1つが、私は川の駅、それが蛸瀬川だと思っています。その蛸瀬川周辺に、そういうふうなものを整備していく、それから魅力を入れていくことによって、すごく私はこの黒潮町という中でですね、魅力的なスポットがいくつもできてくるんじゃないかなと思ってるんです。体験の場所もできますし、それから農家民宿なんかもあるし、

その上に、ちょっとカツオは減ったという話がありますが、新鮮なカツオがあって、アンセリンがあって疲労回復にいい、そんな町はほかにはないと思うんですね。で、そのまちづくりを山から川へ流れる、そんなふうなまちづくりと、それから川から今度山へ上がって行って、高知市内だとか高松の方に行く。そのルートの流れをつくるということは、非常に私、今から戦略的には大事だと思ってるんです。ですから、この一つ一つの集落を維持するためには産業を起こしてやらないと、やっぱりその集落が元気にならないし、やっぱりお金もないのに仕事ができない、仕事がなければその集落は、やっぱり寂れていきます。

で、今、七立栗を入れようとしているのはなぜかという、ここは若い人たちがまだかなり力を持ってるんです。だからあと10年したら、今の若い世代の人たちが地域に七立栗を作ってですね、生活できるくらいの基盤ができるんじゃないかと思うんです。そういうためにもね、やっぱりその地域をね今鍛えておいていかないと、そこをバトンタッチしていく人たちにきちんとその集落を継いでいくベースをね、やっぱ今、町が私はずくってあげないといけないんじゃないかなと思うんです。それは、北部活性化協議会が行っているそのコウゾを植えたりですとかね、そういうことっていうのはとってもね地味ですけど、大事だと思うんです。この一次産業が育ってくればですね、やっぱりそこにはね加工ができ、それから加工することによって収益が上がってくる、そういうことによって若者の職場ができる。そういうことじゃないかなと思うので、地道な取り組みですけど、まちづくりの根元の1つとしてですね、私は進めていただきたいと思ってるんです。

そういう形でですね、支援をしていただけるかどうかをもう一度、お考えいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

産業を起こす意味での活性化という意味ではですね、坂本議員と考え方は同じですけども、まあ北部地域の活性化の分野にしても、蛸瀬川流域の取り組みにしてもですね、おなじ考え方を持っておりますけれども。

まあそれぞれですね、その組織の中で一定限頑張ってくれております。その取り組みの中で、まあ行政がですね支援できる分、例えば、さっきも議員言われたようにですね補助金を取り入れてくるとか、あるいは、いろんなこと連携しながらですねやっていく分野ですけども。

まあ、七立栗の具体的な支援としましては、現在、さっきは申しませんでしたけれども高知大学との連携なんかもしてですね、教授と取り組むような体制も取っておりますし、まあ、要望的な分野ではですね、来年度、高知農業あたりで対応してくれんかというような要望を聞いておりますので、そういう分野でですねできるだけの対応をしたいというふうに考えております。

その、人を呼び込むという点ですけども、そこらへんはですね産業推進室と一緒にですね、連携を取りながら呼び込みをしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

うれしいお返事だと思っております。

行政にもう1つお願いしたいのはですね、今、県もですね、この七立栗については支援をしていきたいという思いは持っておりますよ。知事もいらっしゃったので、現状はよく分かってます。で、地域も頑張っています。で、町も支援をしようと言ってくださっています。でも、ばらばらなんです。誰がまとめていったらいいのか。どこが中心になって、皆さんのそういう思いを1つにまとめてくれるか。それが私、大事だと今、思っているのが今日、こういう質問をさせていただきました。

課長の方から指示をしてですね、お前、責任を持ってやれよ、という指示を出していただきたいと思います。課長が無理であれば町長の方から、また指示を出していただいて、責任を持ってこれを育てていけと。それから、いろんな人たちの思いを1つにまとめて、地域の産業として育てるよ、ということをごすね言っていただきたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

七立栗につきましてですが、当初は、地域の活性化のひとつのパーツとしての取り組みがスタートであったかと、そのように認識しておりますが、現在、この七立栗が市場でも高い評価を得ているということは、皆さんご承知のとおりでございます。

まずはですね、商品を販売するという、そういう営利活動にまず絞って、まず取り組んでみてはどうかと、そのように思っております。結果的に、地域の活性化に結びつくと思っております。

ただ、その中でいくつか課題があろうかと思えます。現在のロット数でその活動を続けていくためには、現在のその活動費が利幅が確定できるのか、まずはそこが1つでございます。それからもう1つは、圃場（ほじょう）を拝見させていただきますと、まだまだその木によってのばらつきがございまして、反収を上げていくためには今後、技術向上がどうしても必要であると、そのように認識しております。

そういった中で、議員からご指摘いただきました県とJAとの連携でございますが、県、JAにつきましては、技術指導の方をお願いすることになろうかと思えます。そういった中で、町ももちろん取り組んでいくわけはございますが、さらに、その町が何らかの支援ができるというのであれば、例えばハード整備の要望も挙がってきているわけでございます。それらも十分検討する必要がありますが、まずは現在の商品の向上を図って、それを販売することで営利活動が継続できる、まずはそこを目標にして、そのために何が必要であるかは先ほど申し上げたとおりでございますが、十分連携を取りながらJAと県と町が役割分担をして、一日も早く効果が表れるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、この七立栗でございますが、商品のその有望性とは別に、地域の皆さんの思いがこもっているということも重々承知しているつもりでございます。

商品の開発につきましていくつか、成功するためには必要な条件があろうかと思えます。先ほど申し上げましたように、市場で七立栗が非常に高い評価を受けているということは、商品そのものにつきましては優位性があるということでございますし、また、時代のニーズに合しまして、ストーリー展開ができていくということが1つ、商品の優位性として挙げられようかと思えます。あとは、先ほど申し上げましたように、販路と流通、それから技術向上であらうかと思えますので、今後連携を図りながら、それぞれの役割分担で一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

6番（坂本あやさん）

じゃあ、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 30分